

2. 募集要項等

1 募集時期

本給付金の申請については、順次各大学等において受付を開始します。申請締切日を在學校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2 対象機関

国内の大学（専攻科、別科及び大学院含む。）、短期大学（専攻科、別科を含む。）、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る）、専門学校（専修学校（専門課程（上級学科を含む）））及び日本語教育機関（※）

※ 日本語教育機関は、法務省が告示で定める日本語教育機関に在籍している人に限り対象となります。

- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukanho_ho28-2.html

※ 「高等教育の修学支援新制度」の対象外の機関に通う学生等であっても、この緊急給付金は対象となります。

3 支給金額

10万円

4 支給方法

申請者であるあなた本人名義の口座に振り込みます。本人名義の口座が無い人は、緊急給付金の申込みまでに利用できる口座を開設しておいてください。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合	左記以外（日本国外の銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

【緊急給付金の支給日】

申請後、大学等での選考を経て、推薦が終わり次第、振込みができるよう手続きを進めます。

日本学生支援機構の給付奨学金受給者（令和3年12月10日の支給を受けている者）については、申込や大学等からの推薦は要さず、大学等が示す期日までに辞退や口座変更の申告がない限り、日本学生支援機構に登録している口座に振込を行います。

※支給の決定については特に通知しません。口座への振込みをもって、支給決定の通知に代えます。

5 支給対象者の要件（基準）

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が減少していることなどの要件を満たすことを求めていますが、最終的には申請内容を踏まえて大学等において判断します。

1. 日本学生支援機構の給付奨学金受給者（令和3年12月10日の支給を受けている者）※本人からの申込は不要

2. 以下の①～⑤を満たす者として大学等が推薦する者

① 原則として自宅外で生活をしている（※1）

（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）

② 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※2）

③ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

④ 新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けており（※3）、1)～3)のいずれかの状況となっている

1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している

2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し（※4）、その状況が本年度になっても改善していない

3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている

⑤ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす

1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者

2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者

3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者

3. 上記2.を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認め推薦する者

（※1）自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。

（※2）自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む 入学料を含まない）を目安とします。

（※3）あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

（※4）2020年1月以降、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。